

平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ434,530,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成24年10月22日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		2,815,369	680	2,816,049
	1 繰越金	2,815,369	680	2,816,049
歳入合計		434,529,794	680	434,530,474

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		41,815,345	680	41,816,025
	1 総務管理費	22,446,517	680	22,447,197
歳出合計		434,529,794	680	434,530,474

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	5 区政振興費	区役所管理事業	238,000